



離婚届の不受理申出

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼

(函館弁護士会所属)



■このところ、有名人の不倫や離婚がたびたびテレビや週刊誌で取り上げられ、世間の注目を浴びています。「3組に1組が離婚する」なんて表現されることもあるみたいですが、当事務所にも、日々、離婚に関するご相談が数多く寄せられています。

■相談の内容は、離婚するときの取り決め方や、離婚後の子どもの問題に関するものなどが多いのですが、中には、「勝手に離婚届を出されてしまった」というような相談もあります。

■たしかに、協議離婚の場合、離婚届を作成して提出すれば離婚は簡単に成立し、夫婦の一方が勝手に離婚届を役場に提出すれば、それが違法行為であるとしても、事実上、離婚が成立してしまいます。そして、離婚が事実上であれ成立してしまうと、戸籍を修正するためには、家庭裁判所を通じた煩雑な手続きを踏む必要が出てきます。

■このような事態を避けるための制度が、離婚届の不受理申出制度です。この手続きをしておく、仮に配偶者が勝手に離婚届を提出してしまっても、離婚届が受理されません。もちろん、不受理申出書を提出した後であっても、お互いが離婚に同意し、不受理申出をした本人が離婚届を提出するのであれば、その離婚届は受理されますので、ご安心を。

■勝手に離婚届を出すなんてありえないと思うかもしれませんが、夫婦喧嘩の勢いで、自分がサインした離婚届を配偶者に仮に預けてしまったといったケースで、このような問題が生じやすいようです。心当たりのある方は、不受理の申し出をしておくことをおすすめします。

■さて、当事務所では、離婚に関する相談をはじめ、皆さまからの各種法律相談を承っております。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-33383-8366)」まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-33383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

平成30年度 北海道警察官募集中！～夢、今叶えるとき～

1、第1回北海道警察官採用試験日程等

- 採用予定人員 210名程度
 - ・男性A区分 125名程度、女性A区分 35名程度
 - ・男性B区分 40名程度、女性B区分 10名程度
- 受付期間 3月1日(木)～4月23日(月)
- 第1次試験日 5月20日(日) ※第1次試験は八雲警察署内で受験できます。
- 第2次試験日 6月下旬～7月上旬

2、やりがいのある仕事！

北海道警察の仕事は多種多様で、どんな仕事にもやりがいがあります。

3、さまざまな知識、資格が役に立つ！

学生時代に学んだ知識、資格などを生かすことが可能です！

語学が得意な方、パソコンが得意な方、車の運転に自信がある方、山登りが趣味の方、手話ができる方・・・などなど、ありとあらゆる、知識、技能、趣味までもが北海道警察で役立ちます！！あなたの個性を生かせる仕事、やりたい仕事が見つかります。

4、仕事もプライベートも充実！

北海道内の公務員のうち、警察官は、日夜、道民の安全・安心を守る仕事をしているため、他の公務員より高い給料形態になっています。また、年次有給休暇や特別休暇等のお休みも充実。仕事も私生活も充実させたい方々は、ぜひ！！



【問い合わせ・申し込み先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110